

# 新型コロナウイルスに関連した肺炎について

【新型コロナウイルス感染症を疑う場合の相談目安】

2020.2.21

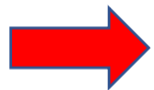
- ① 発熱又は呼吸器症状(軽症も含み)の症状があり、新型コロナウイルス感染症と確定したものと濃厚接触がある
- ② 37.5度以上の発熱かつ呼吸器症状があり、発症前14日以内に国外へ渡航移住していたもの、またはその者との濃厚接触がある

<上記のほか>

- ③ 風邪の症状や37.5度以上の熱が4日以上続く方(解熱剤を飲み続けている)
- ④ 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある方
- ⑤ 重症化しやすい方が③④の状態が2日以上続く場合



高齢者・糖尿病・心不全・呼吸器疾患の基礎疾患がある、透析を受けている  
免疫抑制剤や抗がん剤治療を受けている、他、妊婦の方



濃厚接触とは

新型コロナウイルス感染症が疑われる者と同居又は長時間の接触(車内や航空機内の含み)

新型コロナウイルス感染症が疑われる者を診察・看護・介護していた者

上記に当てはまる方は、下記へ連絡・相談の上窓口の指示に従って受診して下さい。

【厚生労働省相談窓口】

0120-56-5653

【神奈川県新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル】

045-285-0536

【横浜市新型コロナウイルス感染症コールセンター】

045-550-5530 / 045-664-7761